

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政方針」の策定・公表（別紙1参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（2013 事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態ごとの「監督方針」として策定・公表してきた。また、2014 事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、2015 事務年度以降は、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を目指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎年「金融行政方針」として公表した。そして、「金融行政方針」に基づく行政を実施するとともに、PDCAサイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価して、現状分析や問題提起等とあわせ、「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の「金融行政方針」に反映させていた。

2018 事務年度からは、PDCAサイクルに基づく業務運営をさらに強化する観点から、従来の「金融レポート」と「金融行政方針」を統合して公表した。

2022 事務年度においては、「2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」を公表し、これまでの実績を評価するとともに、以下の3つを重点課題として取りまとめた。

- ① 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ
- ② 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する
- ③ 金融行政をさらに進化させる

また、2017 事務年度からは、政策評価有識者会議の運営方法を改め、政策評価に加え、金融行政に外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき新たな重要課題についての議論を定期的に実施することとしており、金融行政方針の策定にも活用している。

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

新型コロナウイルス感染症にくわえ、ロシアのウクライナ侵略の影響により先行きが不透明となる中、金融面から経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋げていく。金融機関による事業者支援の取組みを後押しするとともに、金融機関に対して経営基盤の強化を促していく。

- **資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等の事業者に寄り添った支援**を、金融機関に対して促す。このため、地域ごとに関係者が課題や対応策を共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を発展させるほか、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」やREVIC等のファンドの活用を促す。
- **事業者支援能力の向上**に向け、地域金融機関がノウハウを共有する取組みの後押しや業種別の着眼点の取りまとめ、経営人材のマッチングの促進などを行う。
- **経営者保証に依存しない融資慣行の確立や、事業全体に対する担保権の早期制度化**に取り組む。
- **金融機関の経営基盤の強化と健全性の確保**に向け、ガバナンスの強化や、与信・有価証券運用・外貨流動性に関するリスク管理態勢の強化を促す。
- **利用者目線に立った金融サービスの普及**に向け、複雑な金融商品の取扱いを含め、金融商品の組成・販売・管理等に関する態勢整備を促す。
- **マネロン対策等やサイバーセキュリティ、システムリスク管理態勢の強化**に向け、世界情勢等を踏まえた対応を促す。

II. 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する

気候変動問題への対応、デジタル社会の実現、スタートアップ支援等の社会課題解決を新たな成長へと繋げるために金融面での環境整備を行うとともに、「貯蓄から投資」へのシフトを進め、成長の果実が国民に広く還元される好循環を実現する。

- **国民の安定的な資産形成**のため、「資産所得倍増プラン」を策定することも踏まえ、NISAの抜本的拡充や国民の金融リテラシーの向上に取り組むとともに、金融事業者による顧客本位の業務運営の確保に向けた取組みを促す。
- **スタートアップなど成長企業に対する円滑な資金供給**を促すため、上場プロセスの見直し、私設取引システム（PTS）を活用した非上場株式の流通の円滑化、投資信託への非上場株式の組み入れに関する枠組みの整備等に取り組む。
- **企業情報の開示**について、中長期的な企業価値の向上に向け、人的資本を含む非財務情報の充実や四半期開示の見直しに取り組む。
- **サステナブルファイナンスを推進**するため、企業と金融機関が対話をするためのガイドランスの策定、多様な投資家によるインパクト投資の促進、アセットオーナーにおける運用上の課題の把握等を行う。特に気候変動については、トランジションファイナンス推進のための環境整備を進める。
- **デジタル社会の実現**に向け、Web3.0やメタバース等の発展に向けた動きを金融面から推進すべく、デジタルマネーや暗号資産等に関する環境整備を進める。
- **国際金融センターの発展**に向け、海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に引き続き取り組むほか、ニーズ・課題を幅広く把握し、きめ細かな情報発信を行う。

III. 金融行政をさらに進化させる

内外の環境が大きく変化する中、職員的能力・資質の向上を図り、データ等に基づく分析力を高めるとともに、国内外に対する政策発信力を強化する。

- **金融行政の組織力向上**のため、職員の専門性の向上を図るとともに、職員の主体性・自主性を重視し、誰もがいきいきと働ける環境を整備するほか、財務局とのさらなる連携・協働を推進する。また、データ活用的高度化による多面的な実態把握を推進する。
- **国内外への政策発信力の強化**のため、国際的ネットワークの強化を図るとともに、タイムリーで効果的・効率的な情報発信に戦略的に取り組む。

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関等との間で意見交換を行っている。

I 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（2022事務年度は7、11、2、4月）、定例的に開催している。会議には、金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

II 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年2回（2022事務年度は11、3月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

III 地方における業務説明会

例年、金融庁幹部が各地域に赴き、地域金融機関の役員を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

2022事務年度（2022年9月～12月に実施）は、地域金融機関や商工団体等と、金融行政方針等の説明及び意見交換を行った。

第3節 組織活性化と人事

I 組織活性化に向けた取組み

全ての職員の能力・資質や仕事のやりがい・意欲の向上を図り、金融行政を担う組織としての力を高めるため、2022 事務年度においては、主に、以下のとおり取り組んだ。

1. 職員の能力・資質の向上

- 各職員のキャリアプランについて人事・育成担当者と職員との対話を行い、入庁 10 年目以上の職員のキャリアパスの軸となる分野の特定を進め、分野に応じた研修を提供するなど、職員の専門性を高めていくための取組みを実施。また、現在金融庁で不足している、または将来必要となると予想されるスキル・知見を特定し、職員がそれらをどのように身につけていくかについて検討を実施。
- 将来の金融行政を担う若手職員が金融行政官としての基礎を体系的に習得できるよう、研修計画の抜本的な見直しを行い、2023 年 4 月から運用開始。
- 業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の推進を図るため、データ分析基礎研修を実施し、金融経済分析の学識経験者による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上を促進。

2. 職員の主体性・自主性の重視

- 自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである政策オープンラボや、主体的に研究した成果を個人論文として公表することを組織的に支援する枠組みなどが職員に積極的に活用されるための環境整備を引き続き実施。
- 政策立案に資するため、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者、海外当局者等からの有益なインプットを得るべく講演会や勉強会等を積極的に開催。
- 職員が自主的にキャリアパスを選択できるよう、庁内でのポストの公募を実施。

3. 誰もがいきいきと働ける環境の整備

- テレワークやオンライン会議等の活用による多様な働き方の実現のための環境整備を引き続き実施。
- 外部ツールを活用することにより、職員の議事録作成負担を軽減したほか、庁外向けのセミナー参加受付や金融機関向けアンケート機能の簡略化を実現。
- 安全かつ効率的な業務遂行のための金融庁ネットワークシステムの刷新に係る検討、定型的な総務・庶務業務の外部委託の検討や R P A（Robotic

Process Automation) 化の推進等を通じて、柔軟で効率的な働き方の実現を強く後押し。

- 多様なバックグラウンドを持つ全ての職員の能力を最大化するため、幹部・課室長のマネジメント方針を職員に「見える化」し、期中での振り返りを実施したほか、マネジメント層にマネジメントの手がかりを提供するため、庁内広報誌においてコラム「マネジメントの手がかり」を連載し、マネジメント力向上に向けた取組みを引き続き実施。
- 360 度評価や職員満足度調査を引き続き実施し、組織活性化に向けた各局の取組状況を金融庁内で随時共有。

(参考 1) 職員育成の例

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等を行った。

また、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成することや、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行った。

(出向の状況)

(単位：人)

	2022 年 3 月 1 日現在	2023 年 3 月 1 日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	24	24
民間企業等	16	17
地方自治体	4	5
大学教授	3	3
計	47	49

(大学院への留学等の状況)

(単位：人)

	2021 年度	2022 年度
国内大学院（会計、IT、金融等）	10	9
海外大学・大学院（法科、経済等）	17	18
計	27	27

また、外部の最先端・最前線の知見を組織に取り入れるため、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの外部専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて採用・登用した。

(外部専門家の採用・登用等)

(単位：人)

	2022 年 3 月 1 日現在	2023 年 3 月 1 日現在
弁 護 士	40	39
公 認 会 計 士	72	67
不動産鑑定士	3	3
アクチュアリー	9	8
研 究 者	1	1
情報処理技術者	43	44
金融実務経験者	224	216
計	392	378

(参考2) ワークライフバランスを実現する職場環境

内閣人事局・人事院・デジタル庁が実施した「ワークスタイル変革取組アワード 2023」において、業務見直し・デジタル化部門で最優秀賞 1 件、優秀賞 1 件、人材開発部門で優秀賞 1 件を金融庁が受賞した。

Ⅱ サービス規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取り組みを行い、その周知徹底を図っている。

- ① 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（2022 年 12 月）。
- ② 全職員に対し、倫理監督官（長官）から倫理保持に関する周知を行った（2022 年 12 月）。
- ③ 全職員を対象に、サービス・倫理研修を実施した（年 5 回のうちいずれかを受講）。

(2022 事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
0 件	0 件

Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置している。

当窓口へ寄せられた情報については、同室において、調査の必要性を十分に検討し、調査の必要性があると判断したときは当該情報を受理することとしている。なお、2022 事務年度に寄せられた情報のうち、受理したものは 1 件である。

また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための取組みの一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置している。なお、2022 事務年度に寄せられた情報のうち、受理したものは 12 件である。

○法令等遵守調査室のメンバー（2023 年 6 月 30 日現在）

室長	田中 豊	（金融庁参与）
	日浅 さやか	（審判官）
	大久保 陽久	（総合政策局総合政策課）
	向井 恵美	（総合政策局リスク分析総括課）
	宜保 茉莉子	（総合政策局リスク分析総括課）
	光武 敬志	（企画市場局総務課）
	牧野 一成	（企画市場局企業開示課）
	図師 康之	（監督局総務課）
	安田 栄哲	（監督局保険課）
	富本 司	（監督局証券課）
顧問	久保利 英明	（金融庁参与）

第4節 研究

I 金融庁における研究部門

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、2001年7月、「研究開発室」及び「研究官」を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと「開発研修室」を束ねる「金融研究研修センター」を発足させた。2010年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、その名称を「金融研究センター（以下「センター」という。）」、英語名 Financial Research Center（通称：FSA Institute）へと変更した。

センターの研究部門では、金融行政の理論的基盤を成すような質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場へそうした研究の成果が還元・共有されるよう努めている。また、民間有識者、アカデミズムの有識者等と金融庁職員が相互に交流できる様々な場を設け、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となる役割を担っている。2020年4月1日には吉野直行慶應義塾大学名誉教授を金融研究センター長として迎え、こうしたアカデミアとの連携強化を更に加速させている。

II 具体的な調査研究

センターでは、庁内各部局からの要望等に基づき、金融行政における重要な課題等に関する調査・研究・分析を行っている。2022事務年度においては、“Measuring Climate Transition Risk under a Delayed Transition: An Exploratory Analysis of the Japanese Banking Sector”、「インパクト加重会計の現状と展望 -半世紀にわたる外部性の貨幣価値換算の試行を踏まえた一考察-」、「我が国における気候関連リスクによる住宅ローン・ポートフォリオへの影響分析」など、幅広いテーマについて調査・研究を実施した。それぞれの調査研究の成果については、計3本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「DP」という。）としてまとめ、ウェブサイト上で公表した。（別紙1参照）

また、各DPの公表に先立ち、庁内向けに研究成果の発表及び検討を行う研究成果報告会を開催し、職員に研究の成果を還元・共有した。

なお、2022事務年度末時点においては、計8本の調査研究を継続して行っている。（研究官・専門研究員及び特別研究員一覧については別紙2参照）

III 産・官・学の連携強化

1. アカデミアとの連携強化

金融行政上の重要な諸課題について、行政面のみならず学術面においても有用な研究成果を得ることを目的として、大学等の研究者と金融庁の職員が協働

して行政データ等を活用した研究を行った。

2. 研究会「金融経済学勉強会」の開催（別紙3参照）

アカデミズム等の有識者から金融に関する最先端の研究内容を発表してもらい、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的として、研究会「金融経済学勉強会」を計11回開催した。

3. 昼休みを利用したカジュアルな勉強会「昼休み講演会（ランチョン）」の開催（別紙4参照）

庁内職員の知見・先見性向上を目的として、様々な分野から専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済、テクノロジー等に関する研究・実務の最前線の内容をテーマとしたカジュアルな勉強会「昼休み講演会（ランチョン）」を、計23回開催した。

2022事務年度に公表したディスカッションペーパー（注）

公表月	執筆者	タイトル
2022年8月	Jakob Thomae	Measuring Climate Transition Risk under a Delayed Transition: An Exploratory Analysis of the Japanese Banking Sector
2023年6月	林 寿和 松山 将之	インパクト加重会計の現状と展望 -半世紀にわたる外部性の貨幣価値換算の試行を踏まえた一考察-
2023年6月	岡崎 貴治	我が国における気候関連リスクによる住宅ローン・ポートフォリオへの影響分析

（注）公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

(別紙2)

研究官・専門研究員及び特別研究員一覧

(2023 年6月 30 日時点)

	研究プロジェクト	氏名
研究官 (国家公務員常勤職員)	国際動向を踏まえた金融機関におけるサイバーセキュリティ対策の在り方に関する考察	北原 幸彦
	ESG/SDGsに対するスコアの評価や情報開示との関係性、投資パフォーマンスとの関係	湯山 智教
専門研究員 (国家公務員非常勤職員)	事業全体を対象とする担保制度 とその運用状況の国際比較・分析、及び「事業成長担保権」の実行手続や倒産法上の取扱いの精緻化	安永 祐司
		富川 諒
	地域金融機関の融資行動に関する検証	植杉 威一郎
		真鍋 雅史
		平賀 一希
	市場時系列データの点過程解析に基づく取引誘起ネットワークの解明	大西 立顕
		本間 裕大
		伊藤 真利子

特別研究員 (非国家公務員・ 委嘱)	全資産担保（事業全体を対象とする担保制度）を活用した米国及び英国の金融機関における組織態勢に関する考察	川橋 仁美
	インパクトが企業価値等に与える影響に関する研究分析	林 寿和
		松山 将之
	金融機関の管理職におけるダイバーシティが金融機関のパフォーマンスに与える影響に関する調査	中嶋 幹
		杉浦 康之

2022 事務年度 金融経済学勉強会

日時	講師	テーマ
7月29日	榎本 雄一朗 (総合政策局総務課国際室 国際銀行規制調整官) 渡邊 駿平 (監督局大手証券等モニタリング室 係長)	「『貯蓄から投資へ』と金融行政」
9月30日	多賀 淳一 (総合政策局リスク分析総括課 主任統括検査官)	「金融行政実践的考察 ～百年と、その先へ～」
10月28日	HYUN Suk (延世大学大学院教授 Graduate School of Environmental Finance、Green Finance Forum-Korea) KIM SeongHoon (延世大学大学院教授 Graduate School of Environmental Finance) LOPEZ Prol Javier (延世大学大学院教授 Graduate School of Environmental Finance) LEE Yongjik (延世大学大学院教授 Graduate School of Environmental Finance) LEE Inhyung (韓国資本市場研究所教授 (Korea Capital Market Institute)、Green Finance Forum-Korea) CHO Taek (Green Finance Forum-Korea)	「Green Finance Seminar (韓国からのLesson)」
12月13日	矢原 隆行 (熊本大学大学院人文社会科学部教授)	「組織における心理的安全性とリフレクティングの可能性」
1月31日	椎名 洋 (滋賀大学データサイエンス学部長)	「データサイエンス教育・研究 ―滋賀大DS学部―」
2月27日	植田 健一 (東京大学金融教育研究センター長、大学院経済学研究科教授、公共政策大学院教授)	「真の資本主義と金融：資本配分の効率性の視点」
4月10日	Dr. Francesco Zanetti (Associate Professor in the Department of Economics at the University of Oxford: オックスフォード大学経済学部准教授)	“Zombie Firms, Agreed and Disagreed Uncertainty”
4月19日	神田 秀樹 (学習院大学法学部教授)	「金融制度と金融機関経営のゆくえ」
5月31日	多賀 淳一 (総合政策局リスク分析総括モニタリング研修指導専門官)	「金融行政実践的考察 ” 未来へ遺す真実と仮説 ” ～検査官制度発足150年に寄せて～」
6月16日	狩川 大輔 (東北大学大学院工学研究科准教授)	「航空分野における安全マネジメントの新潮流ーレジリエンスエンジニアリングの考え方ー」
6月23日	Dr. Patricia C. Mosser (Director of the Master of Public Administration Program in Economic Policy Management, School of Public and International Affairs, Columbia University: コロンビア大学国際関係公共政策大学院教授)	「Cyber risks to financial stability」

2022 事務年度 昼休み講演会(ランチョン)

日時	講師	テーマ
8 月 10 日	齋藤 亜蘭 (株式会社キーエンス データアナリティクス事業グループ コンサルティングデータサイエンティスト) 柘植 朋紘 (株式会社キーエンス データアナリティクス事業グループ マネージャー)	「金融機関のデータ活用における課題と処方箋」
9 月 16 日	柳澤 伯夫 (WB 金融経済研究所 代表、初代内閣府特命担当大臣 (金融))	「平成金融危機の体験と金融庁の役割」
9 月 28 日	Georges Ugeux (CEO of Galileo Global Advisors)	” The regulation of financial innovation”
10 月 21 日	三村 一夫 (一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会 (UCDA) 事務局長)	「重要な情報を「わかりやすく」伝えるために ～ユニバーサルコミュニケーションデザインとは～」
10 月 31 日	中村 智明 (財務省大臣官房文書課広報室 上席広報専門官)	「危機管理広報 ～リスクとクライシスマネジメントの基本的考え方～」
11 月 28 日	大山 剛 (株式会社 RAF 研究所 代表取締役 CEO)	「国際金融規制監督動向 (現状と今後)」
12 月 16 日	岡田 光信 (株式会社アストロスケールホールディングス 創業者兼 CEO)	「持続可能な宇宙環境の実現と令和時代の起業家精神」
12 月 23 日	宮本 孝男 (金融安定理事会 (FSB: Financial Stability Board) 事務局員 (金融庁から出向中))	「国際機関 (FSB) での働き方」
1 月 12 日	武田 哲男 (株式会社武田マネジメントシステムズ 代表取締役)	「個別最適・全体最適の同時達成と融合マネジメント」
1 月 25 日	岡田 拓郎 (一般社団法人金融データ活用推進協会 代表理事、株式会社 AVILEN 社外取締役)	「一般社団法人金融データ活用推進協会の取組み ～金融データ活用スタンダード策定に向けた業界横断取組み～」

2月3日	三尾 仁志 (PwC コンサルティング合同会社 ディレクター)	『ビジネスと人権』を巡る最近の話題と金融機関のリスク管理について」
2月24日	西野 精治 (スタンフォード大学医学部精神科教授、スタンフォード大学睡眠生体リズム研究所長)	「スタンフォードと睡眠医学ー最高の睡眠で最幸の人生をー」
3月13日	江崎 貴裕 (東京大学先端科学技術研究センター特任講師、株式会社 infonerv 取締役、株式会社ルートエフ・データム エグゼクティブ・アドバイザー)	「これからのRULE DESIGNを考えるー社会とデータ、AI、そして人」
3月29日	Dr. Teng Wang (Principal Economist, Stress Testing Research Section, Supervision and Regulation Division, Federal Reserve Board : 米国FRB 監督規制局ストレステスト調査セクション 主任エコノミスト)	"Bank Screening and Mergers and Acquisitions: Evidence from Stress Test Failures"
3月31日	Klaus Loeber (Central Counter Party Chair, European Securities and Markets Authority : 欧州証券市場機構 清算機関部門長)	"The EU CCP supervisory structure and activities"
4月12日	河野 正道 (三菱UFJ銀行 顧問/IFRS財団 トラストティ、元金融庁金融国際審議官)	「サステナブル・ファイナンスの一層の拡充に向けてートランジション・ファイナンス及びサステナビリティ・ディスクロージャーの推進を中心にー」
4月13日	大浦 博子 (Division Chief, Financial Sector Assessment and Policy Division, Monetary and Capital Markets Department, International Monetary Fund : IMF 金融資本市場局金融セクター評価政策課長)	「FSAP、IMF、キャリアガイド」
4月26日	五十嵐 ほづえ (EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 シニアマネージャー)	「日常に溶け込む金融 (エンベデッドファイナンス)」

5月17日	米良 はるか 氏 (一般社団法人インパクトスタートアップ協会代表理事、READYFOR 株式会社代表取締役 CEO)	インパクトスタートアップ -社会課題の解決と持続的な成長の二兎を追う「新しい官民連携」の姿-
5月26日	箱嶋 俊哉 氏 (デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 執行役員/パートナー (Chief People Empowerment Officer))	人材育成とエンゲージメント向上のヒント -コンサルティングファームの事例から-
6月12日	木内 登英 氏 (株式会社野村総合研究所金融 IT イノベーション事業本部 エグゼクティブ・エコノミスト)	内外経済・金融情勢と日本銀行の金融政策展望
6月27日	金澤 一広 氏 (Bain Capital Japan シニアエグゼクティブ、元金融庁金融研究センター特別研究員)	日本の生産性向上と地域金融機関に眠る可能性 ~経営改革・企業再生の現場から~

※上記の他、講師の希望により講師氏名、テーマを非公表としたものが1回あり。

第5節 研修

I 金融庁における研修

1. 全体概要

金融行政は、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応するため、極めて高い専門性が求められる分野である。金融行政の質を高めていくためには、職員の能力向上を図る必要がある。

金融庁では、多様なバックグラウンドを有する職員の専門性を高めるため、OJTと連動した、業務に関する体系的な知識や高度なスキルなどを習得するための研修を実施している。

なお、金融庁と財務省で共通する専門分野に関し、必要に応じて財務省と共同で研修を実施している。

2. 金融行政官育成基礎研修プログラム（通称：キソ研）（別紙1参照）

2021 事務年度に改訂した人材育成に関する基本方針に係る庁内意見公募の際に寄せられた意見を踏まえ、若手職員向けの研修計画の見直しを実施し、2023 年4月より運用を開始した。

キソ研においては、職種や活躍する分野にかかわらず、金融庁の行政官として求められる最低限のスキルを習得することを目的として、既存の簿記研修や金融サービス利用者相談室等での実地研修のほか、新設した研修（証券外務員研修等）を含めパッケージ化し、これらの研修の受講状況を人事評価と連動させることとした。

II 2022 事務年度の研修実施状況（別紙2参照）

2022 事務年度の主な取組みとしては、自宅等で研修を受講できるよう、引き続き、研修のリモート化又はオンデマンド化を促進した。また、業務との関連性や実用性等を重視し、以下のような研修を行った。

1. 新規採用職員研修

従来の研修カリキュラムを刷新し、課室単位で実施していた業務説明を局（部門）単位に改めるとともに、所管法令の基礎知識を付与する講義を設定した。また、金融機関等の業務・商品に関する科目については、業界団体から講師を招聘することにより最新の業界動向等を含めた実務的な講義を設定した。

また、教養講話として職場における障がい者や高齢者との向き合い方を学ぶユニバーサルマナー研修や、新社会人向けの資産形成のための基礎知識の付与を目的としたNISAセミナーを設定した。

さらに、一般職（高卒区分）の職員に対しては、大卒職員との年齢差・社会人経験差によるギャップ解消のため、同区分採用の先輩職員複数名との座談会形式による対話を設定した。

2. 英語研修

職員の英語能力の向上を目的として、英会話を中心としたオンデマンド型の研修や金融関係国際機関のレポートを教材とした英語リーディング研修、また、英文メールの作成に特化した英語ライティング研修等、業務内容に沿った複数の英語研修を実施した。

3. VBA研修・EBPM研修

VBA研修では、VBAの基本的な使い方に始まり、金融機関からの提出データの集約効率化や分析などに資する内容を盛り込んだ研修を実施した。

EBPM研修では、EBPMを促進するためのデータサイエンス専門人材を育成することを目的として、東京大学データサイエンススクールにおける通信研修の受講を提供した。

金融行政官育成基礎研修プログラム（キソ研）の受講スケジュール（概要）

（別紙 1）



課長補佐昇任前

- 国会業務・記者対応研修

係長昇任前

- 金融サービス利用者相談室実地研修

入庁 2 年目

- 簿記研修（2 級コース）
- 情報システム統一研修「情報システム入門」
- 国会連絡室研修

入庁 1 年目

- 新規採用職員研修（銀行・証券・保険分野の業法・業務・商品に係る基礎研修を含む）
- 証券外務員研修
- 英語研修
- 簿記研修（3 級コース）

（※ 1） 研修名称等は変更の可能性あり。

（※ 2） 運用開始後も不断に見直しを実施予定。

2022事務年度（2022年7月～2023年6月）の研修実施状況

区分		研 修 名	目 的	対 象 者	実施月
必修研修		必修研修	金融庁職員として認識、理解しておくべき制度や基本的事項、また足下の行政課題や環境変化に係る知識の付与。	全職員	8月～9月
		転入職員研修	金融庁職員の在り方、金融庁における基本実務及び上記必修研修の研修内容等、金融庁で勤務していく上で必要となる基本的事項に係る知識の付与。	転入職員、中途採用職員等	随時
階層別研修	階層	ハラスメント研修	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどハラスメント全般を防止するとともに、職員の心の健康づくりの保持増進に努め、職場環境の向上を図るための理解の促進。	個室幹部及び管理・監督者	10月
		幹部候補育成課程職員向け研修	将来幹部としての職を担っていくために必要な素養となるリーダーシップ及びマネジメントに関する知識の付与。	幹部候補育成課程対象者	5月
		シニア職員向け研修	定年延長制度、再任用制度、再就職規制、再就職支援制度及び国家公務員の年金制度など、シニア期の働き方や今後の生活設計を検討するための情報の提供。	主に50歳以上の職員	12月
		新規採用職員研修	当庁職員及び国家公務員として働く上で、必要な基礎知識の付与。	令和5年度新規採用職員	4月
	別	証券外務員研修	基本的な金融商品の概要、証券市場の知識、法令・諸規則、財務諸表分析の基礎等について学習し、一種外務員資格試験合格相当の知識の付与。	令和5年度新規採用職員	4月～6月
		簿記研修（3級・2級コース）	金融機関等のモニタリング業務等において必要な会計知識、財務諸表を読む力、基礎的な経営管理や分析力の基礎を身に付け、日商簿記検定試験3級又は2級合格相当の知識の付与。	令和4年度新規採用職員	11月～3月
		1on1ミーティング研修	少人数グループにおいて実施する1on1ミーティングに必要な技術の付与。	少人数グループリーダー及びグループメンバー	9月
		国会連絡室研修	係長相当職昇任前の総合職職員に対して、国会連絡室の業務を経験する機会の付与。	総合職2年目の職員	1月～6月
	修	相談室実地研修	金融サービス利用者である一般国民の意見等を直接傾聴する機会の付与。	総合職2年目及び一般職（大卒区分）6年目の職員	1月～5月
一般研修	語学	英語リーディング研修	英文のリーディング手法を理解し、英文を速く、的確に理解する能力の向上。	全職員（希望者）	9月～12月
		英語ライティング研修	英文メール作成のポイントを理解し、英文メールを作成できるようライティング能力の向上。	全職員（希望者）	8月～9月
		英語力育成研修	オンラインでのマンツーマン英会話レッスン等により、基礎的な英会話能力の向上から、応用的なビジネス英会話能力の向上まで研修生のレベルに応じた英会話の能力の維持・向上。	一定要件に該当する職員（※担当業務を遂行する上で、英語学習が真に必要なと認められる職員）	9月～3月
		国際リーダーシップ人材養成研修	国際会議や国際機関等でリーダーシップを発揮し、仲間と協力し成し遂げたい事を成し遂げる力の開花（テーマ毎のワークショップ形式）。	国際会議に出席する職員	1月～2月
		国際リーダーシップ人材養成研修の個別コーチング	国際会議や国際機関等でリーダーシップを発揮し、仲間と協力し成し遂げたい事を成し遂げられる力の開花（事例等に基づいた英語での1対1による対話形式）。	国際会議に出席する職員（国際リーダーシップ人材養成研修受講生の中から希望者）	5月
		中国語研修	マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要な中国語に関する語学力の維持・向上。	一定要件に該当する職員（※担当業務を遂行する上で、中国語学習が真に必要なと認められる職員）	9月期・1月期・4月期
	IT	ITパスポート研修	基礎的な情報技術を活用するため、ITパスポート試験相当の知識の付与。	全職員（希望者） システム担当者及び初めて受講する職員優先	10月～12月
		情報セキュリティマネジメント研修	情報セキュリティマネジメント試験（国家試験）相当の知識の付与。	全職員（希望者） （セキュリティ・ITに担当職員及び初めて受講する職員優先）	12月～3月
		VBA研修	基本的なマクロ・VBA操作に関する知識及び技術の付与。	全職員（希望者）	3月
		EBPM研修	EBPMを推進するためのデータサイエンス専門人材の育成。	秘書課においてデータ分析人材として認定される職員	1月～4月
		DX研修（幹部職員向け）	当庁実務のデジタル化や金融業界のDX推進に関する実践力の養成。	各局総務課長等の一部幹部職員	9月
		DX研修（全職員向け）	当庁や金融業界のDXを推進していくために必要な知識の付与。	全職員（希望者）	8月、2月
	企業・総務・メンタル	企業会計実務研修	会計制度に関する基礎及び専門的な知識の付与。	会計制度にかかる専門的な知識やノウハウを必要とする業務を担当する職員等	2月
		総務系統事務研修	総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理等の手続きに関する知識の付与。	総務、経理事務の担当職員	8月
		メンタルヘルス研修（専門相談員）	対外的なストレスに晒される機会の多い金融サービス利用者相談室等に所属する専門相談員に対して、ストレスマネジメントに関する知識の付与。	専門相談員	11月

第6節 デジタル・ガバメントへの取組み

I 概要

政府全体において、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指し、デジタル・ガバメントの推進に取り組んでいる。

2021 年 9 月にデジタル庁が発足し、同年 12 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2023 年 6 月改定）においては、

- ① 行政手続のオンライン化、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組み及びキャッシュレス化の推進
- ② 業務改革（BPR）・システム改革の推進等について留意した情報システムの整備・管理
- ③ 全ての情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト監理の実施
- ④ 行政機関における、生産性やセキュリティ向上を図るためのデジタル技術の活用

等が示されている。

当庁においては、デジタル統括責任者、副デジタル統括責任者及び専門的な知識を有するデジタル統括アドバイザー等を構成員とする金融庁PMO（Portfolio Management Office）の統括の下、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」（2022 年 9 月策定）に基づき、デジタル・ガバメントの実現に向けた以下の取組みを推進している。

- ① 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化
- ② デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備
- ③ ITガバナンスの推進
- ④ 業務におけるデジタル技術の活用

II 取組実績

2022 事務年度、金融庁においてデジタル・ガバメントの実現のために以下の取組みを行った。

1. 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

行政機関から金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務のデジタル化に向けて、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」（事務局：デジタル庁、金融庁）による「課題検討ワーキング・グループにおける検討結果」（2021 年 6 月公表）を踏まえ、事務局として 2022 年 12 月に第 2 回「課題検討ワーキング・グループ」を開催した。同検討会の構成員として、証券取引等監視委員会において、2023 年 4 月に民間事業者が提供するサービスを契約し、預貯金等

照会・回答業務のデジタル化のための環境整備を行った。

また、金融庁の行政手続のデジタル化に関し、金融庁電子申請・届出システムに登録免許税及び手数料の電子納付機能を整備し、2023 年 1 月に運用を開始した。

2. デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

重要プロジェクトである「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）」、「金融庁業務支援統合システム」及び「金融庁電子申請・届出システム」について、クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、クラウドサービスの利用を前提とした検討及びシステム整備を進めた。

また、毎年度策定している「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、2022 事務年度においては以下のような対策を重点的に実施した。

- ① 昨今のサイバー攻撃傾向を踏まえて改訂した「金融庁情報セキュリティポリシー」に基づいてセキュリティ運用を見直し、環境変化に即した対応を実施
- ② 外部事業者による定期的な脆弱性診断に加えて、内製化による短周期での脆弱性診断を実施
- ③ 情報の収集・集約化を行い、庁内外に必要な応じて情報発信・注意喚起を行うなど日々のセキュリティオペレーションを強化
- ④ セキュリティ意識向上を目的とした、職員を対象とする情報セキュリティに関する研修、訓練をより高頻度で実施

3. I T ガバナンスの推進

政府全体において、情報システム整備方針等に基づいているかという観点から、全ての情報システムを対象とする一元的なプロジェクト監理を実施しているところである。当庁においても、デジタル統括アドバイザーやデジタル庁等による助言を踏まえ、財源や人材等のリソースを適切に配分しつつ、デジタル・ガバメントの推進に関する取組みを当庁として一体的に推進していくために、金融庁PMOによる適切な I T ガバナンスの下、I T 戦略の企画・立案・調達支援・監査等を着実に実施した。

また、情報システムの調達に当たっては、金融庁PMOが、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証するとともに、政府調達に該当する情報システム調達案件においては、金融庁デジタル統括責任者、副デジタル統括責任者、各局総務課長及びデジタル統括アドバイザー等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」で、調達の適切性等に関して審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んだ。

あわせて、こうした取組みを支えるデジタル人材の着実な確保・育成を図るため、「政府機関におけるデジタル改革に必要な I T ・セキュリティ知識を有する人材の確保・育成総合強化方針」（2021 年 7 月策定）及び「金融庁デジタル人材確保・育成計画」（2022 年 8 月改訂）に基づき、外部からのデジタル人材

の採用、庁内職員向け（管理職向け・全職員向け）ＤＸ研修の開催、国内外の大学院及び民間企業への派遣等の取組みを実施した。

4. 業務におけるデジタル技術の活用

当庁における効率的かつ効果的な業務運営を推進する観点から、金融庁ネットワークシステムのガバメントソリューションサービス（ＧＳＳ）移行に向けて、移行後の利用サービスなどについて具体的な検討を行い、職員の意見募集を経て移行時期等を含めた全体方針を決定するなどの取組みを進めた。

また、ＡＩ等による業務の効率化・高度化を図る観点から、市場監視業務における金融機関提出資料の入力業務効率化のための「ＡＩ－ＯＣＲ」、金融分野の文章の翻訳に特化した「高精度ＡＩ翻訳システム」、金融行政・金融サービスに関する一般的、定型的な質問について自動で応答する「ＡＩチャットボット」などを整備した。

さらに、ＲＰＡ（Robotic Process Automation）については、新たに 12 業務を自動化し、管理する業務は 31 件となっている。

第7節 報道・広報

I 報道対応

報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後等を実施している大臣記者会見（111回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（24回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：661件）。

II 広報活動（英語による行政対応・発信力強化に向けた取組みは、後掲「第1部第2章第16節」を参照）

1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、特設サイトの設置や金融庁ウェブサイトのトップページで注意喚起を行うなどの取組みを行っている。

2022 事務年度は、一般の利用者に分かりやすいページとなるよう、トップページや「政策・審議会等」に関するページ等の構成の見直しを行った。

また、地域金融機関等による事業者支援を後押しするため、地域金融機関を紹介した地域の中堅・中小企業と大企業の人材マッチング等に関する特設サイトを開設した。加えて、業種別に事業者支援のノウハウをまとめた解説資料と動画を作成・公表し、ウェブサイトのほか、YouTube、X(旧 Twitter)といった SNS や広報誌「アクセス FSA」も活用して積極的な広報を実施した。

2. 政府広報の活用

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、別紙1のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めた。

2022事務年度政府広報等実績(2022. 7. 1～2023. 6. 30)

	媒 体 (広報実施時期)		テーマ
テレビ	定時番組	「サキドリ情報便！」 (2022年7月8日放送)	休眠預金等の活用について 「長い間、使っていない預金はありますか？」
	定時番組	「ビビるとさくらとトモに深掘り！知るトビラ」 (2023年1月6日放送)	将来のために！ コツコツ投資のススメ
	定時番組	「ミライの歩き方」 (2023年2月9日放送)	金融教育
	地上波テレビ番組付随CM	「ミライの歩き方」 (2023年2月2日放送)	「NISA」篇
	地上波テレビ番組付随CM	「ミライの歩き方」 (2023年2月9日放送)	「NISA」篇
	地上波テレビ番組付随CM	「ミライの歩き方」 (2023年2月16日放送)	「NISA」篇
	地上波テレビ番組付随CM	「ミライの歩き方」 (2023年2月23日放送)	「NISA」篇
ラジオ	政府広報ラジオ番組	青木源太・足立梨花 Sunday Collection (2022年11月13日放送)	国民の安定的な資産形成の重要性について 「資産づくりの第一歩 はじめよう！つみたてNISA」
	政府広報ラジオ番組	青木源太・足立梨花 Sunday Collection (2022年12月4日放送)	マネロン対策について、国民の皆様へのご理解 ご協力のお願い 「あなたの口座でもマネー・ローンダリング対策」
インターネット	インターネットテキスト広告	SmartNews (2022年9月5日～9月11日)	大企業と地域企業を繋ぐ人材プラットフォーム 「REVICareer (レビキャリア)」
	インターネットテキスト広告	SmartNews (2023年2月20日～2月26日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (NISA)
	インターネットテキスト広告	SmartNews (2023年5月1日～5月7日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (NISA)
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo! JAPAN (2022年9月12日～9月18日)	大企業と地域企業を繋ぐ人材プラットフォーム 「REVICareer (レビキャリア)」
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo! JAPAN (2023年2月13日～2月19日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (NISA)
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo! JAPAN (2023年6月26日～7月2日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (NISA)
その他	政府広報オンライン お役立ち動画	2020年12月から掲載	コロナ禍で広がるヤミ金融に注意！ 「給与ファクタリング」「#個人間融資」
	政府広報オンライン お役立ち動画	2021年9月から掲載	生命保険の契約照会制度
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2010年7月から掲載 (2013年5月24日更新)	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じ ですか？ 借入れのルール
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2011年7月から掲載 (2013年8月13日更新)	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融 ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2011年8月から掲載 (2022年3月2日更新)	「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込んで しまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2013年6月から掲載 (2021年12月14日更新)	資産づくりの第一歩に、投資優遇制度「NISA (ニーサ)」があります。

	媒 体（広報実施時期）		テーマ
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2013年9月から掲載（2020年8月6日更新）	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2014年4月から掲載	知らないと損をする？ 最低限身に付けておきたい「金融リテラシー（知識・判断力）」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2015年3月から掲載（2018年4月27日更新）	中小企業や小規模事業者の方へ ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2015年10月から掲載（2016年3月2日更新）	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2016年7月から掲載（2021年2月17日更新）	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった方へ ご利用ください。 「自然災害債務整理ガイドライン」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2018年1月から掲載	少額から手軽にできる資産づくり「つみたてNISA（ニーサ）」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2020年12月から掲載	キャッシングやローン返済でお困りの方へ 借金問題は解決できます。まずは相談を！
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2021年4月から掲載	新たな手口のヤミ金融に注意！ 「#個人間融資」「給与ファクタリング」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2021年9月から掲載	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2021年12月から掲載	生命保険の契約照会制度
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2022年2月から掲載	暗号資産に関する勧誘等の注意喚起
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2022年3月から掲載	マネロン対策について、国民の皆様へのご理解ご協力をお願い

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 行政文書の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、2022年度の開示請求の受付件数は111件となっている。

(2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 金融機関等所管する法人に関する文書
- ② 法令や内部規則等に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（2022年度）

部 局	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ
		開 示 決 定			不開示 決定	
		全面 開示	一部 開示	小計		
金融庁	98	15	60	75	24	6
証券取引等 監視委員会	12	0	13	13	2	0
公認会計士・ 監査審査会	1	0	0	0	1	0
合 計	111	15	73	88	27	6

（注1）本表は、2022年4月から2023年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）2023年度における6月末までの開示請求の受付件数は5件である。

金融庁本体：4件

監視委：0件

審査会：1件

(3) 不服申立等

2022年度における不服申立受理件数は9件、前年度繰越分は9件となっており、同年度中に、これらのうち8件について情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行った。

また、2022年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答

申は9件であり、そのうち7件について同年度中に裁決を行っている。

2. 行政機関の保有する個人情報の開示

(1) 開示請求の受付状況

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、15年5月30日施行）に基づく、2022年度の開示請求の受付件数は2,388件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 各種申請等受付時に請求者から提出された書類

開示請求の受付及び処理状況（2022年度）

部 局	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求 の取 下げ
		開 示 決 定			不開示 決定	
		全面 開示	一部 開示	小計		
金融庁	16	2	8	10	4	0
証券取引等 監視委員会	1	0	1	1	0	0
公認会計士・ 監査審査会	2, 371	2, 358	0	2, 358	0	7
合 計	2, 388	2, 360	9	2, 369	4	7

（注1）本表は、2022年4月から2023年3月末までの計数を取りまとめたものである。
個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）2023年度における6月末までの開示請求の受付件数は26件である。

金融庁本体：1件

監視委：1件

審査会：24件

(3) 不服申立等

2022年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は0件、前年度繰越分は3件となっており、同年度中に、これらのうち1件について情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行った。

また、2022年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は3件であり、いずれも同年度中に裁決を行っている。

Ⅱ 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、研修を実施（合計2回）。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、2022年10月～11月に自主点検を実施。

また、自主点検後、2022年12月～2023年2月において監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、2022事務年度において、保有する情報の取扱いが不適切であると認められる事例が6件発生した。（行政文書の紛失、メールの誤送信）。

ただし、行政文書の紛失については、外部に漏えいした可能性は極めて低く、また、メール誤送信については速やかに相手方にメール削除を依頼する等の対応を行った。いずれも2次被害は確認されていない。

(2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① 文書紛失を防ぐため、職務の性質上電子化することが差し支えない資料については電子化することを徹底。
- ② メール of 外部送信時には、送信者による送付先、メールの内容、添付ファイル等の確認を行うことを徹底。
- ③ ヒューマンエラーによる誤送信を防ぐため、定型的なメール送信作業について自動化を検討。

第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等からみた行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態ごとに幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（2017年1月以降）。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（2022年7月～2023年6月）

主要行等	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	4回	5回	5回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
2回	7回	2回	2回
金融先物取引業者	信託	貸金業者	暗号資産交換業
1回	4回	2回	2回

第 10 節 パブリック・コメント手続の実績（別紙 1 参照）

意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施一覧

2022事務年度(2022年7月～2023年6月)

(金融庁ウェブサイトより抜粋)

公表日	案件名	締切日
R5.6.30	「インパクト投資に関する基本的指針(案)」への意見募集について	R5.10.10
R5.6.30	「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R5.7.31
R5.6.30	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表(大口信用供与規制にかかる改正)	R5.7.31
R5.6.30	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表(回転売買のモニタリングにかかる改正)	R5.7.31
R5.6.30	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正(案)の公表(上場承認前届出書にかかる改正)	R5.7.31
R5.6.30	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正(案)の公表(「重要な契約」の開示にかかる改正)	R5.8.10
R5.6.29	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件」の公表について	R5.7.31
R5.6.15	「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令(案)」等の公表について	R5.7.14
R5.6.2	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正について	— (注1)
R5.5.12	「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)」の公表について	R5.6.13
R5.5.12	「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)」等の改正(案)の公表について	R5.6.12
R5.4.28	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について	R5.5.29
R5.4.27	「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R5.5.31

公表日	案件名	締切日
R5.4.24	「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」の改訂(案)への意見募集について	R5.5.31
R5.4.21	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」について	— (注2)
R5.4.17	「金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令(案)」及び「公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令(案)」の公表について	R5.5.21
R5.4.10	「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R5.5.12
R5.4.5	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R5.5.8
R5.4.3	「個人情報保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」について	— (注2)
R5.3.31	「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正(案)の公表について	R5.5.1
R5.3.31	「租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件」の一部改正について	— (注3)
R5.3.29	「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等について	— (注2)
R5.2.17	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)の公表について	R5.3.19
R5.2.3	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の公表について	R5.3.5
R5.1.31	「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)」の一部改正(案)の公表について	R5.3.3
R5.1.27	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R5.2.28
R5.1.27	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R5.2.27

公表日	案件名	締切日
R5.1.19	「金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R5.2.20
R5.1.17	「保険業法施行規則第73条第1項第2号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額を定める件の一部改正(案)」等の公表について	R5.2.17
R4.12.27	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R5.1.31
R4.12.26	令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	R5.1.31
R4.12.26	「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)(案)の公表について	R5.1.31
R4.12.23	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R5.1.30
R4.12.23	「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R5.1.31
R4.12.23	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R5.1.26
R4.12.19	ESG投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R5.1.27
R4.12.16	「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」(案)への意見募集について	R5.2.16
R4.12.16	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)の公表について	R5.1.30
R4.12.15	「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(公開草案)」の公表について	R5.1.19
R4.12.9	「預金保険法施行規則の一部を改正する命令(案)」の公表について	R5.1.10
R4.12.9	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正について	— (注4)

公表日	案件名	締切日
R4.12.7	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件」の一部改正(案)の公表について	R5.1.6
R4.11.7	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について	R4.12.7
R4.11.1	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正案の公表について	R4.12.1
R4.10.31	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等について	— (注2)
R4.10.21	令和4年公認会計士法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	R4.11.21
R4.10.5	令和4年資金決済法改正に係る内閣府令案等(資金決済法のうち前払式支払手段に係る部分)の公表について	R4.11.7
R4.9.22	「金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置の一部を改正する件(案)」の公表について	R4.10.24
R4.9.14	「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R4.10.14
R4.9.12	「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン(案)」の公表について	R4.10.12
R4.9.9	「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」等及び「主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」等の公表について	R4.10.11
R4.9.9	「最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件(案)」及び「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.10.10
R4.8.31	「金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件(案)」について	R4.9.30
R4.8.5	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)の公表について	R4.9.5
R4.7.22	「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R4.8.22

公表日	案件名	締切日
R4.7.15	「レバレッジ比率規制に関する府省令及び告示の一部改正(案)」等について	R4.8.15
R4.7.12	「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(案)」について	R4.9.5

注1 行政手続法第39条第4項第1号で定める「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、手続を実施することが困難であるとき」に該当することから、同法に定める意見公募手続は実施していない。

注2 行政手続法第39条第4項第8号で定める「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更」に該当することから、同法に定める意見公募手続は実施していない。

注3 行政手続法第39条第4項第2号に定める「納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき」に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施していない。

注4 行政手続法第39条第4項第8号に定める「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更」又は同法第4条第4項第6号に定める「国の機関相互の関係について定める命令等」に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施していない。

第11節 金融行政アドバイザー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、財務（支）局が金融行政を遂行するに当たり、アドバイザーから金融行政等に関する意見の聴取、金融知識や金融行政の施策の普及・広報活動、財務（支）局職員の知識向上等の財務（支）局が必要とするサポートを受けることにより、財務（支）局が行う金融行政サービスの更なる向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に配置された金融行政アドバイザーが、財務（支）局の求めに応じ、金融行政や地元金融情勢・金融機関の動向、地域の活性化等に関する意見等の聴取、金融知識や金融行政に関する施策の普及・広報活動、財務（支）局職員への研修講師等、金融行政に関するサポートを行うことである。

（参考）金融行政アドバイザーの委嘱状況（2023年6月末現在）

委嘱者数は各財務（支）局5名以内、合計37名。内訳は次のとおり。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等） | : 10名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | : 10名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | : 3名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 14名 |

II 2022 事務年度における取組み

2022年7月～2023年6月、財務（支）局において、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いたほか、各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第12節 金融行政モニター制度

I 制度の概要（別紙1参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判等を伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、2016年1月29日より運用を開始した。

また、引き続き金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的に反映させることにより、よりよい金融行政の遂行を目指している。

II 提出された意見等に対する金融庁の対応（別紙2、3参照）

1. 金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、2022 事務年度には 42 件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」においては、2022 事務年度には 6,795 件のご意見等が寄せられた。

2. 金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください

金融庁では、金融機関及びその職員、学識経験者やシンクタンク、事業会社をはじめとする**金融行政にご意見等をお持ちの方**から、**金融制度や金融庁に対する率直なご意見・ご批判**などをお聞きするため、「**金融行政モニター制度**」を設置しております。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしていましたが、金融機関などからは、**聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等と言うことは難しい**とのご指摘もあるところです。

このような点に鑑み、**金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)**が**直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞き**するため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
神作 裕之	学習院大学大学院法務研究科 教授	
佐々木 百合	明治学院大学経済学部 教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人	
米山 高生	東京経済大学経営学部 教授	
和仁 亮裕	弁護士(モリソン・フォースター法律事務所シニア・カウンセラー)	

～制度のポイント～

お寄せいただいたご意見等は金融行政モニター委員(中立的な第三者である外部専門家)に直接届きます

- 金融行政モニター委員には厳正な守秘義務が課されています

ご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部に届けられます

- 今後のより良い金融行政のために活用

意見提出者の匿名性は厳格に担保されています

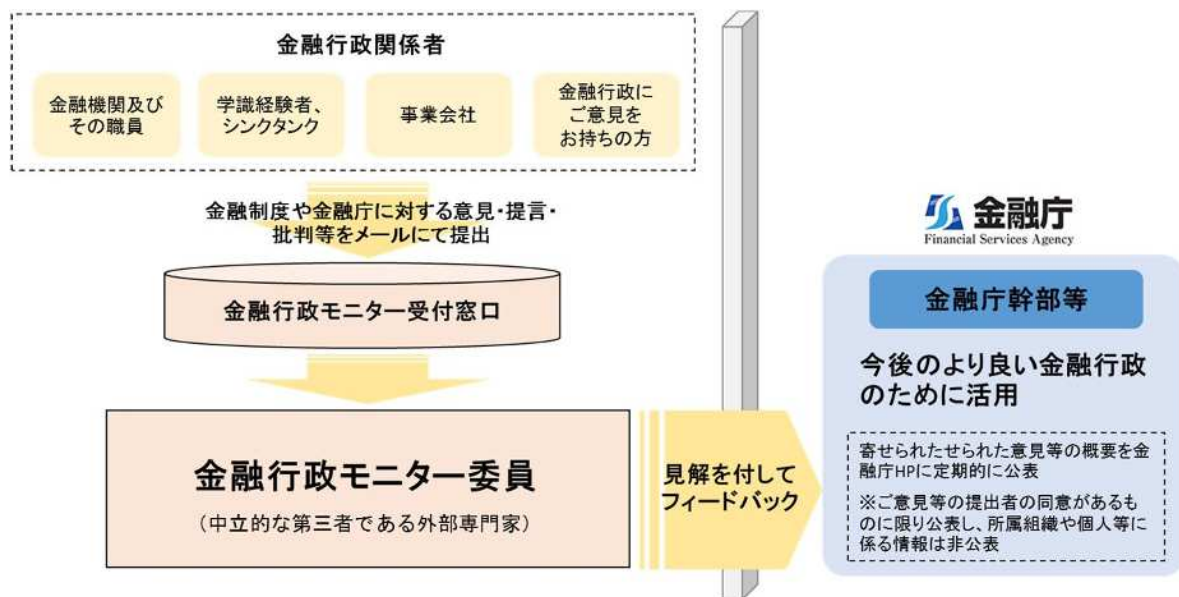
- 本人の同意がない限り、ご意見等を金融庁幹部に届ける際も、個人や所属組織を特定できる情報はすべてマスキング処理のうえ行われます

会社や団体を代表した意見等ではなくても提出が可能です

- 匿名での提出も可能です

お寄せいただいた意見等に関する金融機関内での議論等が金融検査等の検証の対象となることはありません

金融行政モニターの流れ



寄せられたご意見はどのように活用されています

寄せられたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされます。

◆外国銀行支店に係る事業年度の弾力化 <銀行法改正につながったケース>

【寄せられた意見等】

銀行法上、銀行の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になるが、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、外国銀行支店では2度の決算作業が生じるため、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせられるよう手当てして頂きたい。

【金融庁の対応】

母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ検討を行った結果、平成29年3月3日、第193回国会に「銀行法等の一部を改正する法律」(案)を提出し、外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間も選択できるよう、銀行法を改正した(平成29年5月26日成立)。

◆現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃 <銀行法施行規則改正につながったケース>

【寄せられた意見等】

不祥事件届出の金額基準について、法令上、金銭の「100万円以上の紛失」等について届出が必要とされているが、100万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。

【金融庁の対応】

銀行等においては、預金者等の保護の観点から適切な業務運営を行う必要があるが、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討した結果、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、形式的な金額基準を廃止し、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とするよう銀行法施行規則等を改正した(平成29年4月より施行)。

金融行政モニター受付窓口

<https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受付けております。

※金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合は、「金融行政ご意見受付窓口」をご利用ください。

<http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

お問い合わせ先 金融庁 金融サービス利用者相談室

Tel 0570-052100(ナビダイヤル)(IP電話は、03-3501-2100)

令和 5 年 7 月 25 日
金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況 及び金融庁の対応について

1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成 28 年 1 月 29 日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。

2. 金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○平成 28 年 1 月 29 日から令和 5 年 6 月 30 日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

298 件

【主なご意見等】

(別紙 3) をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

- ・ 金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ
総合政策局総合政策課
- ・ 金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ
総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和4年4月 ～ 令和4年6月	公開買付けの事前相談に関して、交渉局面における「手の内」(提案価格の根拠)を届出書に記載する実務対応等、関係者からは疑義が出ている。 今後も公開買付けの件数の増加が見込まれる中、企業や弁護士に対し、行政として指導方針等を説明したほうが良いのではないかと。	関東財務局において、公開買付け届出書の事前相談を受け付けており、金融庁とも連携の上で対応を行っております。引き続き、投資者保護の観点から、金融庁・関東財務局において事前相談を実施してまいります。 今後、市場関係者の意見を踏まえつつ、事前相談の在り方につき、指導方針の明確化を含めて検討してまいります。

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和4年10月 ～ 令和4年12月	令和4年9月1日付けで金融庁より「いわゆる「みなし入院」による入院給付金支払対象等について（要請）」という文書が生命保険協会他宛てに通知された。この要請に基づいて、各保険会社はみなし入院による入院給付金対象をリスクのある層（例えば65歳以上の者等）に限定するという方針に変更される。 保険契約は同じ契約内容であれば同じ内容の補償が得られることが大前提であるにもかかわらず、この要請により本来入院加療を必要とした患者であってもリスクのある層に該当しなければ入院給付金を得られなくなるため、この大前提が覆されることになり、契約者間の不平等を招き国民の権利を侵害する完全に誤った対応である。 この通知の背景にどのような要請があったか知らないが、契約者間の不平等を招く通知はするべきではない。	新型コロナの感染拡大以来、保険会社は、被保険者が自宅等において医師等の健康観察下で療養を行った場合でも入院とみなし、特例的に入院給付金を支払うよう、保険約款の柔軟な解釈・適用を行ってきたものと承知しています。 先般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和4年9月26日以降、新型コロナの発生届の対象を重症化リスクの高い方（注）に限定することになり、重症化リスクの高い方か否かで自宅療養をされている方に対する医師等の関わり方も変わるため、金融庁は生命保険協会等に対して、こうした政府の方針を踏まえた入院給付金の取扱いの検討を要請しました。当庁からの要請を受け、各保険会社において個別に検討された結果、多くの保険会社において一部原則的な対応に戻るようになったものと考えています。 （注）①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方、④妊婦 医療保険や保険約款は保険会社によって様々ですので、一概には申し上げられませんが、今般の見直しによって、入院給付金の支払対象から外れるケースが生じたとしても、保険会社による恣意的な契約の変更（いわゆる不利益変更）にはあたらないと考えています。 金融庁としては、保険会社において、こうした取扱いの変更について、保険契約者等に対して丁寧な説明や周知・広報が行われるよう引き続きしっかりと促していきます。

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和4年10月 ～ 令和4年12月	多くの銀行において、外為法上の居住者であることを口座開設の条件の一つとして定めているところ、留学生は、入国後6か月間を経過するまで、外為法上の非居住者扱いとなる結果、銀行口座の開設ができないという話をよく聞く。入国後6か月間の経過を待つことなく、留学生が銀行口座を開設できるよう、対応をご検討頂きたい。	金融庁としては、当該顧客の口座を非居住者預金口座として取扱いを行う金融機関に対し、非居住者預金に関する丁寧な案内を実施するよう改めて周知し、非居住者を含む外国人顧客の金融サービス利用の利便性向上に向け、引き続き取り組んでまいります。 なお、金融機関においては一般に、「外国為替及び外国貿易法」及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和55年11月29日付蔵国第4672号、以下「解釈運用通達」）に基づき、顧客の居住性を判定しておりますが、「規制改革推進に関する中間答申」（令和4年12月22日）にあるとおり、財務省は、外国人の居住性判定基準について、より実態に沿う形で見直せるかどうか、令和4年度中できるだけ早期に検討を開始し、令和5年上期を目途に見直しの方方向性を整理した上で結論を得る、としております。 また、同答申にあるとおり、金融庁も財務省と緊密に連携しながら当該外国人顧客に対して居住者口座または居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、引き続き取り組んでまいります。

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和5年1月 ～ 令和5年3月	高齢顧客は認知判断能力が低下していることがあるため、保険契約を締結する場合、必ずしも契約内容等を理解していないことがあり得る。このため、保険会社が高齢顧客を相手方として保険契約を締結する際には、親族等の同席を必須としてほしい。 また、保険会社のホームページにおける苦情窓口には、生年月日の入力を求めるものがある。しかし、苦情を受ける上で生年月日を把握する必要はないため、保険会社に対して生年月日の入力を求めないよう促してほしい。	①高齢者の契約時における「親族等の同席」の取扱いについて 生命保険協会・損害保険協会の高齢者対応に関するガイドラインでは、高齢者加入時の対応として、高齢者の特性やトラブルの未然防止の観点から「親族等の同席」、「複数の募集人による保険募集」、「数回の保険募集機会の設定」及び「高齢者の意向に沿った商品内容等であることの確認」といった4つの取組みを推奨しつつ、これらの対応の組み合わせなどにより高齢者に対して適切かつ十分な説明がなされる態勢整備を求めています。その上で、特に外貨建保険など市場リスクを有する保険商品の加入時には、「親族等の同席」と「複数回の保険募集機会」の組み合わせを原則的な対応として定めています。 ご指摘の高齢者の契約時における対応については、例えば高齢者であっても相当の金融リテラシーを有する方もいれば、親族の同席を望まない事情を有する方もいるように、顧客一人ひとりによって状況が変わり得ることを踏まえれば、一律に規制を設けるよりも、各保険会社・代理店がそれぞれ商品や顧客の特性に応じて、創意工夫を行っていくことが望ましいと考えます。 金融庁としては、高齢者に対する契約時の対応について、保険会社向けの総合的な監督指針において、高齢者加入時の対応として業界のガイドラインと同様に「親族等の同席」を含む4つの取組みを挙げ、契約者の意向や商品の特性等を踏まえた保険会社各社の創意工夫を促しつつ、苦情分析などを通じて保険会社・代理店に対してモニタリングを行っているところであり、引き続き、顧客本位の業務運営を徹底する観点から、保険会社における適切な対応をしっかりと促してまいります。 ②ホームページの苦情窓口における「生年月日」の必要性について 保険会社のホームページにおける意見フォームには、ご指摘のとおり、生年月日の入力を必須としている例があります。 氏名に加えて生年月日を把握することについては、一般的に、保険会社に対するご意見・苦情は、顧客が実際に契約している保険商品に関するものが相当数あるところ、苦情原因である既契約の特定などに速やかに対応する観点から

		の対応であるものと承知しております。 他方、ご意見・苦情は必ずしも既契約に紐づくもののみではないことを踏まえ、金融庁としては、ホームページにおける意見フォームについて、利用者のニーズや各社の実情を踏まえた見直しがなされるよう、保険会社に促してまいります。
--	--	---

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和５年１月 ～ 令和５年３月	来年度からの新 NISA の導入により、NISA 口座で管理される有価証券の額は飛躍的に大きく増えるものの、NISA 口座は一個人につき一つの金融機関にしか開設できず、このままでは口座開設機関である販売会社（主に証券会社）の優位が益々強くなり、結果として販売会社の投信会社に対する優位が益々強くなって、顧客本位の業務運営原則に反する状況が強まる問題が生ずるおそれがあるので、複数の金融機関に NISA 口座の開設ができるようにする等、何らかの対策が必要である。	現行の NISA 制度では、つみたて NISA は年間 40 万円まで、一般 NISA は年間 120 万円までの投資上限額（「年間投資枠」）が設定されており、この年間投資枠の管理を行うため、制度開始当初から、その年に買付け可能な NISA 口座・金融機関を一つとする制度設計とされています。2024 年 1 月からの新制度においても、年間投資枠が設定される点は同様であり、その年に買付可能な NISA 口座を複数の金融機関で開設することはできないこととされています。 一方、家計の安定的な資産形成を実現するためには、販売会社を含めた金融事業者による顧客本位の業務運営を徹底することが重要です。金融庁は、これまで「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、顧客の最善の利益を図るべきことや、顧客のニーズにふさわしい商品・サービスを提供することを求めてきたところです。 顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げを図るため、本年 3 月 14 日に国会に提出致しました「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」では、顧客の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨を広く金融事業者一般に共通する義務として定めることとしております。 こうした制度整備も踏まえ、「原則」に反する状況が生じないよう、金融庁として、引き続き金融事業者のモニタリングや対話を進めてまいります。 あわせて、資産運用業の高度化及び顧客本位の業務運営の観点からは、販売会社に依存することのないよう資産運用会社の独立性が確保されることが重要であり、資産運用会社との対話を継続してまいります。

第 13 節 金融サービス利用者相談室

I 概要（別紙 1 参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・郵送等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

II 相談等の受付状況（別紙 2 参照）

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は 48,507 件となっている。1 日当たりの平均受付件数は 200 件となっており、2021 年度（172 件）から増加している。そのうち、事前相談の受付件数は 548 件となっている。

また、詐欺的な投資勧誘に関する情報は 6,104 件あり、そのうち 4,807 件が何らかの被害があったものである。

2. 分野別では、預金・融資等が 20,325 件（42%）、保険商品等が 7,453 件（15%）、投資商品等が 9,715 件（20%）、貸金等が 2,067 件（4%）、資金移動・前払式支

払手段等が459件（1％）、暗号資産（仮想通貨）等が3,460件（7％）、金融行政一般・その他が5,028件（11％）となっている。

分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が3件（1％）、保険商品等が21件（3％）、投資商品等が362件（66％）、貸金等が11件（2％）、資金移動・前払式支払手段等が1件（1％）、暗号資産（仮想通貨）等が140件（25％）、金融行政一般・その他が10件（2％）となっている。

3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

- （1）預金・融資等に関する相談等の受付件数は、2021年度に比べて、増加している（14,501件→20,325件）。要因別では、行政に対する要望等に関するものが10,556件（52％）、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが3,270件（16％）等となっている。
- （2）保険商品等に関する相談等の受付件数は、2021年度に比べて、増加している（6,680件→7,453件）。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが3,533件（47％）、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが1,201件（16％）等となっている。
- （3）投資商品等に関する相談等の受付件数は、2021年度に比べて、減少している（10,040件→9,715件）。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが3,899件（40％）、一般的な照会・質問に関するものが3,661件（38％）等となっている。
- （4）貸金等に関する相談等の受付件数は、2021年度に比べて、減少している（2,135件→2,067件）。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが737件（36％）、個別取引・契約の結果に関するものが403件（19％）等となっている。
- （5）資金移動・前払式支払手段等に関する相談等の受付件数は、2021年度に比べて、減少している（603件→459件）。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが170件（37％）、個別取引・契約の結果に関するものが107件（23％）等となっている。
- （6）暗号資産（仮想通貨）等に関する相談等の受付件数は、2021年度に比べて、減少している（3,757件→3,460件）。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが2,388件（69％）、一般的な照会・質問に関するものが672件（19％）等となっている。
- （7）行政一般・その他に関する相談等の受付件数は、2021年度に比べて、増加している（3,976件→5,028件）。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが2,180件（43％）、行政に対する要望等に関するものが2,154件（43％）等と

なっている。

4. 金融行政・金融サービスに関する一般的、定型的な質問等について自動で応答する「AIチャットボット」(2022年9月1日に設置)については、2022年9月から2023年3月までに、3,211人のアクセスがあった。

5. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

(参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

2022年4月1日～6月30日・・・2022年9月9日公表(第68回)

2022年7月1日～9月30日・・・2022年11月30日公表(第69回)

2022年10月1日～12月31日・・・2023年2月28日公表(第70回)

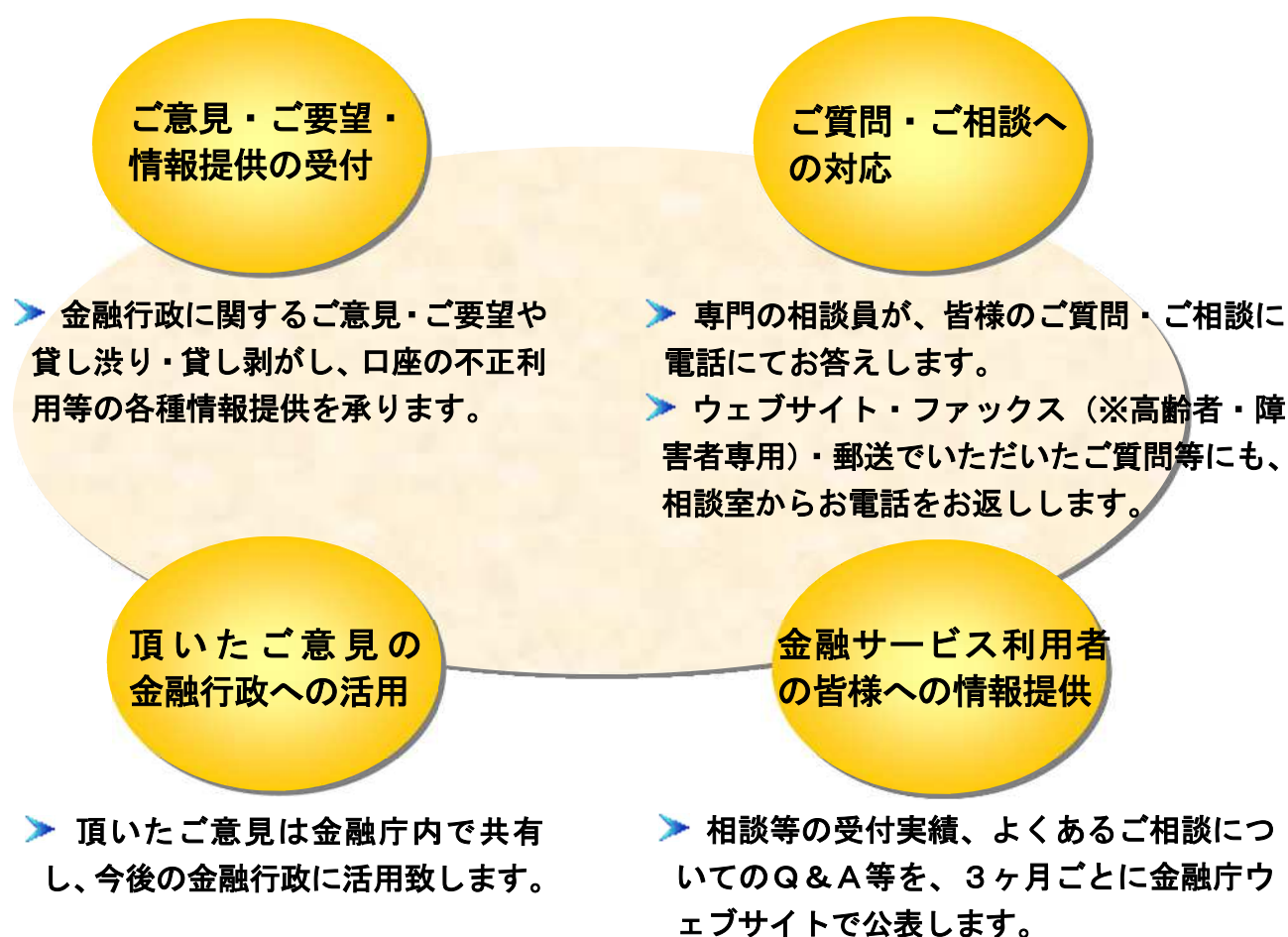
2023年1月1日～3月31日・・・2023年5月31日公表(第71回)

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する
「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する 4 つのサービス



- ご留意事項 -

- ❏ 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ❏ ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。
- ❏ 聴覚・言語障害等により電話対応が困難な障害者の方につきましては、個別に対応方法を検討いたしますので、お申出下さい。

裏面もご覧下さい ➡➡➡

◆ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～17:00
- 電話番号：0570-016811（ナビダイヤル）
IP 電話からは 03-5251-6811

（注）お電話は、対応内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。

● 受付の流れ：

➤ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 暗号資産（仮想通貨）等に関するご相談
- ⑥ 金融行政一般・その他に関するご相談

➤ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

そのほか、下記の方法にてご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けています。

- 下記の方法にてご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日の 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。

（注 1）ご回答をお求めの場合には、氏名及び電話番号の記載をお忘れなく。

（注 2）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。

お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ウェブサイトでの受付

- 金融サービス利用者相談室ウェブサイト受付窓口へ
(<https://www.fsa.go.jp/opinion/>)

ファックス等での受付

- ファックス番号（高齢者・障害者専用）：03-3506-6699
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受け付けています。
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛



金融庁
金融サービス利用者相談室

(別紙2)

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
(2022年4月1日～2023年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

2022年4月1日～6月30日・・・2022年9月9日公表(第68回)

2022年7月1日～9月30日・・・2022年11月30日公表(第69回)

2022年10月1日～12月31日・・・2023年2月28日公表(第70回)

2023年1月1日～3月31日・・・2023年5月31日公表(第71回)

1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	2022/4～6	2022/7～9	2022/10～12	2023/1～3	2022年度合計
質 問 ・ 相 談	7,273	7,330	7,834	7,994	30,431
意 見 ・ 要 望	3,345	3,120	2,877	6,754	16,096
情 報 提 供	324	291	283	282	1,180
そ の 他	255	180	191	174	800
合 計	11,197	10,921	11,185	15,204	48,507

2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	2022/4～6	2022/7～9	2022/10～12	2023/1～3	2022年度合計
電 話	7,683	7,589	7,568	7,648	30,488
ウ ェ ブ サ イ ト	3,035	2,899	3,192	7,154	16,280
フ ァ ッ ク ス	78	90	82	64	314
手 紙	314	268	279	271	1,132
そ の 他	87	75	64	67	293
合 計	11,197	10,921	11,185	15,204	48,507

3. 分野別受付件数

3-1. 総受付件数

(単位:件)

区 分	2022/4～6	2022/7～9	2022/10～12	2023/1～3	2022年度合計
預 金 ・ 融 資 等	4,343	3,840	3,982	8,160	20,325
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	1,699	2,010	2,074	1,670	7,453
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	2,407	2,357	2,245	2,706	9,715
貸 金 等	532	471	523	541	2,067
資金移動・前払式支払手段等	140	143	97	79	459
暗号資産(仮想通貨)等	936	847	858	819	3,460
金融行政一般・その他	1,140	1,253	1,406	1,229	5,028
合 計	11,197	10,921	11,185	15,204	48,507

3-2. 「事前相談(予防的なガイド)」受付件数

(単位:件)

区 分	2022/4～6	2022/7～9	2022/10～12	2023/1～3	2022年度合計
預 金 ・ 融 資 等	2	0	1	0	3
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	5	5	5	6	21
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	106	104	78	74	362
貸 金 等	1	2	4	4	11
資金移動・前払式支払手段等	0	0	1	0	1
暗号資産(仮想通貨)等	55	43	29	13	140
金融行政一般・その他	1	2	3	4	10
合 計	170	156	121	101	548

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ～ 6 月	1,217	28.0	1,901	43.8	1,225	28.2	4,343	100.0
7 月 ～ 9 月	1,187	30.9	1,158	30.2	1,495	38.9	3,840	100.0
10 月 ～ 12 月	1,233	31.0	637	16.0	2,112	53.0	3,982	100.0
1 月 ～ 3 月	1,232	15.1	599	7.3	6,329	77.6	8,160	100.0
2022年度合計	4,869	24.0	4,295	21.1	11,161	54.9	20,325	100.0

○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ～ 6 月	457	26.9	534	31.4	708	41.7	1,699	100.0
7 月 ～ 9 月	573	28.5	673	33.5	764	38.0	2,010	100.0
10 月 ～ 12 月	891	43.0	564	27.2	619	29.8	2,074	100.0
1 月 ～ 3 月	466	27.9	688	41.2	516	30.9	1,670	100.0
2022年度合計	2,387	32.0	2,459	33.0	2,607	35.0	7,453	100.0

○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		その他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ～ 6 月	558	23.2	1,849	76.8	2,407	100.0
7 月 ～ 9 月	467	19.8	1,890	80.2	2,357	100.0
10 月 ～ 12 月	497	22.1	1,748	77.9	2,245	100.0
1 月 ～ 3 月	514	19.0	2,192	81.0	2,706	100.0
2022年度合計	2,036	21.0	7,679	79.0	9,715	100.0

○貸金等

(単位:件)

区 分	件 数
4 月 ～ 6 月	532
7 月 ～ 9 月	471
10 月 ～ 12 月	523
1 月 ～ 3 月	541
2022年度合計	2,067

○資金移動・前払式支払手段等

(単位:件、%)

区 分	資金移動		前払式支払手段		その他		合計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ～ 6 月	26	18.6	68	48.6	46	32.9	140	100.0
7 月 ～ 9 月	29	20.3	71	49.7	43	30.1	143	100.0
10月 ～ 12月	27	27.8	70	72.2	0	0.0	97	100.0
1 月 ～ 3 月	29	36.7	50	63.3	0	0.0	79	100.0
2022年度合計	111	24.2	259	56.4	89	19.4	459	100.0

○暗号資産(仮想通貨)等

(単位:件)

区 分	件 数
4 月 ～ 6 月	936
7 月 ～ 9 月	847
10月 ～ 12月	858
1 月 ～ 3 月	819
2022年度合計	3,460

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件 数
4 月 ～ 6 月	1,140
7 月 ～ 9 月	1,253
10月 ～ 12月	1,406
1 月 ～ 3 月	1,229
2022年度合計	5,028

第14節 政策評価への取組み

金融庁においては、2012 年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13 年法律第86 号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5 ヵ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4 月～翌年3 月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、2022 年4 月から 2027 年3 月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び政策に共通する考え方や姿勢、「基本計画」の位置づけを明記するなど、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。（別紙1、2 参照）

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト中の「政策評価」を参照。

なお、PDCA サイクルを有効に機能させるため、2013 年度からは、5～6 月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、同年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（2013 年12 月20 日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、2013 年度実績評価から、従来3 段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5 段階区分で評価を実施することとした。

（参考1） 金融庁における政策評価への取組み（別紙3 参照）

（参考2） 評価の実施状況（別紙4 参照）

「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 2022 年度からの 5 年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の 3 つを「基本政策」として定めることとした。

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
- ・「利用者の保護と利用者利便の向上」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

(注) 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の 3 つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
- ・「利用者保護と利用者利便の両立」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」

の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

- また、上記の 3 つの「基本政策」のほかに、

- ・ 3 つの「基本政策」に関係する横断的な課題への対応

(「デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応」「サステナブルファイナンスの推進」「業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応」等)

を「横断的施策」とするほか、

- ・ 3 つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

(以 上)

実績評価における基本政策・施策等一覧（令和 4～8 年度）

（注）施策によっては、他の施策目標の達成に資することがあることに留意。

基本政策	施策
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施 3 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

（横断的施策）

施策
1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
2 サステナブルファイナンスの推進
3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
4 その他の横断的施策

（金融庁の行政運営・組織の改革）

施策
1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化
2 検査・監督の質の向上
3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
4 年 8 月		・ 政策評価（令和 3 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（4 年 8 月 31 日）
11 月		・ 「令和 3 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月末）策定（4 年 11 月 22 日公表）
5 年 3 月	・ 「政策評価に関する基本方針」の一部変更（5 年 3 月 28 日閣議決定）	
6 月	・ 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（5 年 6 月国会報告）	・ 「政策評価に関する有識者会議」開催（5 年 6 月 1 日） ・ 「令和 3 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（5 年 6 月 7 日）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

評価の実施状況

(別紙4)

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の 政策評価 (R I A)	租税特別 措置等に 係る政策 評価
14 年度	26 件 (13 年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15 年度	27 件 (14 年度計画に掲げた政策)	6 件	—	—		
16 年度	36 件 (15 年度計画に掲げた政策)	5 件	—	—		
17 年度	43 件 (16 年度計画に掲げた政策)	7 件	—	1 件		
18 年度	28 件 (17 年度計画に掲げた政策)	4 件	5 件	—		
19 年度	26 件 (18 年度計画に掲げた政策)	3 件	3 件	—	11 件	
20 年度	25 件 (19 年度計画に掲げた政策)	1 件	6 件	1 件	23 件	
21 年度	24 件 (20 年度計画に掲げた政策)	1 件	4 件	—	25 件	
22 年度	24 件 (21 年度計画に掲げた政策)	—	3 件	—	19 件	7 件
23 年度	24 件 (22 年度計画に掲げた政策)	—	2 件	—	15 件	5 件
24 年度	24 件 (23 年度計画に掲げた政策)	1 件	2 件	—	6 件	9 件
25 年度	20 件 (24 年度計画に掲げた政策)	—	1 件	—	26 件	9 件
26 年度	20 件 (25 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6 件	8 件
27 年度	20 件 (26 年度計画に掲げた政策)	—	2 件	—	10 件	10 件
28 年度	20 件 (27 年度計画に掲げた政策)	—	1 件	—	8 件	5 件
29 年度	20 件 (28 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	5 件	2 件

30 年度	14 件 (29 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6 件	11 件
元年度	14 件 (30 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	12 件	3 件
2 年度	14 件 (元年度計画に掲げた政策)	—	—	—	12 件	8 件
3 年度	14 件 (2 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	19 件	2 件
4 年度	15 件 (3 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	26 件	3 件

(備考)

○実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)

○事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。
(例：金融庁業務支援統合システムの開発)

○総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。
(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)

○規制の政策評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19 年 10 月より規制の事前評価が実施され、29 年 10 月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。

○租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22 年 5 月より評価の実施が義務化された。

第 15 節 金融庁業務継続計画の策定

I 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（2005 年 9 月策定、2010 年 1 月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、2023 年 6 月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を改定した。（別紙 1 参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を 2018 年 8 月に策定している。

II 災害等発生時に備えた訓練

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

金融庁業務継続計画

(首都直下地震対応編)

< 概 要 >

金 融 庁



「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法(H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画(H26.3策定)
 - ・首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
 - ・重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
 - ・日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画(H26.3策定)

金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定)

- ・首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- ・本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- ・東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し(H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定(H26.7)。より実践的な記載とする観点から改定(H27.12、R5.6)。

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害・周辺環境想定

- 想定災害：
 - ・「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定：
 - ・本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
 - ・電力：7日間程度は非常用発電で対応
 - ・通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
 - ・上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
▶災害対策本部の設置・運営 •災害対策本部の設置・運営に関する庶務 •庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 •外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整 •職員の参集・配置に関する総合調整 •災害対応に係る文書の記録・保存 •国会及び取材への対応 ▶金融市場等における状況の確認 ▶金融機関における状況の確認 ▶国民、金融機関、海外当局等への情報発信 ▶金融機関に対する被災者支援の要請 ▶被災者等からの相談受付 ▶EDINETの管理・運用 ▶公認会計士試験の実施に係る業務(期間を限定する非常時優先業務)	▶行政資源の被災状況の確認 •職員の安否確認 •本庁舎の設備等の被災状況の確認 ▶庁内情報システムの管理等 •庁内情報システムの障害への対応 •金融庁行政情報化LANシステムの運用 <金融庁と関係機関との概念図> <pre> graph LR A[政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局 等] <--> B[金融庁 災害対策本部] B <--> C[金融機関 取引所 決済機関 等] B --> D[国民 (預金者、保険契約者、投資者等)] </pre> 被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援 迅速な情報収集・提供 情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員

災害発生時の対応

① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

業務継続のための執務環境の整備

庁 舎	・ 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。 ・ 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。
備 蓄	・ 参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。 ・ 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。
通 信	・ 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。 ・ 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。
行政情報システム	・ 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。 ・ EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。
広 報	・ 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。 ・ ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

教育・訓練及び本計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、金融システムを巡る環境の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行う。

第16節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

金融庁では、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

I 英語による行政情報の発信

従来からの大臣記者会見等の英訳やF S A Weekly Review（公表物の英語による概要版）の公表に加え、X（旧 Twitter）（英語版アカウント）の活用や月刊広報誌「アクセスF S A」の英訳、国際的な関心が高い事案における英語による意見公募手続（パブリックコメント）の実施等に注力した。

また、金融庁ウェブサイトの見直しの一環で、日本語版・英語版の相互リンクを充実させ、より一般の利用者に分かりやすくなるよう、2023年6月に英語版ウェブサイトのトップページ等について構成の見直しを行った。

II 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）

英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口（2014年4月設置）では、英語での一元的な対応を実施している。

2022事務年度においては、計597件の照会が寄せられ、その内訳は、当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が254件、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が60件、その他の照会が283件であった。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

III 法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

2022事務年度においては、英語版を作成した主な法令等（別紙1参照）のほか、「2022事務年度金融行政方針 ～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・議事録、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）」の英語版を公表した。

加えて、「モニタリングレポート」及び「監査事務所検査結果事例集」の英語版を公表した。

英語版を作成した主な法令等

- ・資金決済に関する法律（令和四年法律第六十一号による改正まで反映）
- ・銀行法（令和四年法律第六十八号による改正まで反映）
- ・認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（令和三年内閣府令第十一号による改正まで反映）
- ・信託業法（令和四年法律第六十一号による改正まで反映）
- ・信託業法施行令（令和四年政令第四十二号による改正まで反映）
- ・信託業法施行規則（令和四年内閣府令第十三号による改正まで反映）
- ・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（令和三年政令第二十一号による改正まで反映）
- ・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十九号による改正まで反映）
- ・担保付社債信託法（令和四年法律第四十八号による改正まで反映）
- ・預金保険法（令和四年法律第六十一号による改正まで反映）
- ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和四年個人情報保護委員会・金融庁告示第一号による改正まで反映）
- ・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（令和四年個人情報保護委員会・金融庁告示第二号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（令和三年内閣府令第七十二号による改正まで反映）
- ・店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（令和四年内閣府令第四十九号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法（令和四年法律第六十八号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法施行令（令和三年政令第三百九号による改正まで反映）
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令（令和四年内閣府令第二十号による改正まで反映）